

AJCE・JICA・OCAJI 共催
FIDIC 契約約款・契約マネジメントセミナー

AJCE アジュディケーター委員会

日時：平成 23 年 5 月 12 日(木)、14:00 ~ 17:30
会場：国際協力機構(JICA)研究所 2 階国際会議場
参加人数：約 220 名

1. はじめに

日本の建設企業の海外展開への期待が高まる中で、国際的なスタンダードである FIDIC (国際コンサルティング・エンジニアリング連盟) 契約約款についての一層の習熟と、FIDIC 契約約款を用いての契約マネジメント力の向上が、日本の建設企業、エンジニアリング・コンサルティング企業で活躍される方々に求められるようになっていきます。このような背景のもと、社団法人日本コンサルティング・エンジニア協会 (AJCE)、独立行政法人国際協力機構 (JICA)、社団法人海外建設協会 (OCAJI) の共催、社団法人日本仲裁人協会後援により、FIDIC 契約約款および契約マネジメントに関するセミナーを開催いたしました。参加者数は約 220 名と大盛況であり、皆様の関心の高さが伺えました。



2. 講演概要

(1)「主要なシビルロー国における FIDIC 契約約款適用の際の留意点」アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士、AJCE 個人賛助会員 井口直樹氏

世界の法体系の主なものとしてシビルロー(大陸法)とコモンロー(英米法)が挙げられる。日本を含む多くの先進国はシビルロー国であり、経済発展の著しい中国やベトナムもシビルローとしての法体系



を整えつつある。

講演ではこの 2 つの法体系についての基礎知識、シビルロー国における FIDIC 約款利用上の問題点、FIDIC 約款と各国法令の関係、最後に日本企業にとっての海外法務における課題について解説が行われた。

(2)「コントラクターと契約マネジメント」大成建設㈱ 国際支店プロジェクト管理部室長、OCAJI 契約管理研究会委員 小倉 隆氏

コントラクターが海外で建設プロジェクトに従事する上で一層必要とされている契約マネジメントの能力向上に係る課題について説明が行われた。



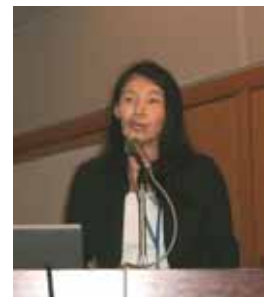
コントラクターにとってプロジェクト・マネジメントとは契約マネジメントに他ならないこと、そして契約前と契約後の二段階に分けてそのマネジメントにおける課題が示された。更に課題を解決するための対策と組織・環境の整備について

提言が行われた。

(3)「片務的契約条件チェックリストの改訂と活用」JICA 資金協力支援部調達監理課調査役 原津美砂氏

JICA は 2009 年 6 月に、円借款事業のための標準入札書類(土木)に収められている標準契約約款を、従来の FIDIC レッドブック 1987 年版から FIDIC レッドブック国際金融機関版(以下、「MDB 版」)に改め、加えて事業の契約書類の片務性をチェックするためのチェックリストを改訂した。講演資料として新チェックリストの冊子が配布され、本セミナーが新チェックリスト初公開の場となった。

チェックリストの目的、FIDIC レッドブック MDB 版の特徴、契約書の片務性、契約が片務的になる動機などが解説され、チェックの項目について幾つかの例が示された。



(4)「日本・アジア諸国における紛争裁定委員会(Dispute Adjudication Board: DAB)の普及・活用にかかる JICA の取り組み」JICA 資金協力支援部副達監理課長 伊藤隆司氏

FIDIC レッドブック MDB 版において、紛争解決の中立性確保を担う DAB についての JICA の取り組みが報告された。



内容は、円借款事業における DAB の位置付け、DAB への期待、DAB 普及への課題、JICA の DAB 普及促進への取り組み、今後の展開、の 5 点についてまとめられ、DAB の重要性を再度認識させるものであった。

(5)「アジュディケーター登録制度の導入と運用」(株)オリエンタルコンサルタンツ代表取締役社長、AJCE 理事 アジュディケーター委員会委員長 野崎秀則氏

アジュディケーター登録制度の背景と動向、AJCE リストの内容、試験・審査～登録の流れについて説明され、本年 5 月から「アジュディケーター AJCE リスト」の運用を開始したことが報告された。



3. パネルディスカッション

- テーマ: 契約マネジメントについて
- 司会: 山下佳彦氏(AJCE 事務局長)
- パネラー;
伊藤隆司氏、小倉隆氏、井口直樹氏 (以上、前出)

藤原亮太氏(日本工営(株)コンサルタント海外事業本部都市・物流部課長、AJCE アジュディケーター委員会委員 国際活動委員会契約分科会長)

まず井口氏から、紛争解決の過程における DAB の行為や位置付け、仲裁や裁判などの他のプロセスとの違いについて話があった。

次に伊藤氏から、実際のプロジェクトにおける DAB 設置の現状についての報告、そして DAB の設置を増やすための方針や具体的対策についての考えが述べられた。

藤原氏は、発注者が片務的状况を迫ろうとする原因についての分析と、その原因を解消するための、コンサルタントとコントラクターそれぞれにとってのチェックリスト活用方法の提案を行った。

小倉氏からは、コントラクターの海外市場への展開に係り、日本政府による多方面での支援、現地政府との関係において JICA による中立な立場からの支援を期待する旨、発言があった。

最後に井口氏から、新興国におけるビジネスでは、契約条件の検討もさることながら、その履行の土台となる現地法制度を良く知ることが重要であり、ところがその法制度が未整備であることも考慮すべきとの意見があった。

4. おわりに

参加者は 200 名を超えて会議場いっぱいとなり、本セミナー及びテーマへの関心の高さがうかがえました。また本セミナーでは、JICA (融資者) AJCE (コンサルタント) OCAJI (コントラクター) の共催、社団法人日本仲裁人協会の後援という、海外建設市場での本邦団体・企業のメイン・プレイヤーが一堂に会することとなりました。このような機会を今後も設けて関係者間で価値観を共有し、更には海外での問題にも協同で取り組んでゆく所存です。

